

## 日本労働年鑑 第54集 1984年版

The Labour Year Book of Japan 1984

## 第三部 労働政策

## III 賃金政策

## 1 人事院の公務員給与勧告

## 人事院勧告

人事院は、一九八二年八月六日、国会と内閣にたいし国家公務員の給与改定について勧告をおこなった。

給与に関する「報告」によれば、給与法の適用を受ける職員は約五〇万人(このうち行政職俸給表(一)(二)の適用者は約二九万人)であり、昨年とほぼ同数であった。八二年四月現在における行政職関係の基準内賃金は(四月遡及改定分をふくめ)、一万〇七一五円(四・五八%)民間が公務員を上回っている。また、扶養家族手当、住宅手当、通勤手当についても民間が上回っている。特別給については民間とほぼ均衡している。消費者物価指数は、前年四月にくらべ二・八%上昇している。以上のような官民給与をめぐる諸事情を勘案し、「報告」は、給与改定の必要があるとした。勧告のおもな内容はつぎのとおりである。

(1)俸給表の改定について各俸給表ごとの改定を提示しているが、それについての人事院の「説明」は以下のとおりである。

行政職俸給表について、民間給与の傾向等に照らし、世帯形成時に対応する職員の給与の引上げを軸として中堅層職員の給与の改善に重点を置きつつ改定を行うとともに、他の職種職員の俸給表については、行政職俸給表との権衡を基本とし、民間給与の実態をも考慮した改定を行うことにより、全俸給表の全等級にわたる改定を行うこととした。

なお、指定職俸給表については、昭和五三年の据え置き以来、参考としている民間企業の役員給与に見合った改善が行われていないこともあって、両者の開きは年々拡大を続けてきているが、この際は行政職と同程度の改定にとどめることもやむを得ないものと考えて措置した。

(1)初任給については、一般の事務・技術系の場合、その俸給を大学卒(上級乙試験)一〇六、七〇〇円(現行一〇一、九〇〇円)、短大卒(中級試験)九五、七〇〇円(現行九一、五〇〇円)、高校卒(初級試験)八九、九〇〇円(現行八五、九〇〇円)とした。

(2)職種別の改善に当たっては、公安職員、若手研究員等について昨年に引き続き配慮した。

(2)諸手当については、扶養手当などの引き上げについて以下のとおり勧告している(「説明」による)。

(1)扶養手当について、民間におけるこの種の手当の支給状況等を考慮して、支給月額を次のとおり引き上げることとした。

配偶者 一三、〇〇〇円(現行一二、〇〇〇円)

配偶者以外の扶養親族のうち二人

各 四、〇〇〇円(現行三、五〇〇円)

ただし、配偶者のない職員の場合には、扶養親族のうち一人は

八、五〇〇円(現行八、〇〇〇円)

なお、その他の扶養親族については現行のままとした。

(2)通勤手当について、民間における支給状況及び職員の通勤の実態を考慮して、支給月額を次のとおり改定することとした。

ア 交通機関等利用者の場合

運賃等相当額の全額支給の限度額を一八、〇〇〇円(現行一七、〇〇〇円)に、二分の一加算の限度額を三、五〇〇円(現行二、五〇〇円)に引き上げることとした。これに伴い最高支給限度額は二一、五〇〇円(現行一九、五〇〇円)となる。

イ 自転車等の交通用具使用者の場合

片道五キロメートル以上一〇キロメートル未満について、二、七〇〇円(現行二、二〇〇円)に引き上げるとともに、通勤不便者の場合には次のように引き上げることとした。

片道一〇キロメートル以上一五キロメートル未満  
五、〇〇〇円(現行四、五〇〇円)

片道一五キロメートル以上二〇キロメートル未満  
六、七〇〇円(現行六、一〇〇円)

片道二〇キロメートル以上  
八、五〇〇円(現行七、八〇〇円)

なお、右のア及びイの改定については、交通機関等と自転車等を併用する場合も同様とした。

(3)借家・借間居住者に対する住居手当について、民間における支給額の状況等を考慮して、家賃、間代と九、〇〇〇円(控除額)との差額が全額支給限度額(七、五〇〇円—据え置き)を超える場合の二分の一加算の限度額を七、五〇〇円(現行六、五〇〇円)に引き上げることとした。これに伴い最高支給限度額は一五、〇〇〇円(現行一四、〇〇〇円)となる。なお、持家居住者に対する手当については、現行どおりとした。

以下このほか、医療職俸給表(一)にかかわる初任給調整手当について本項末尾掲載のとおり勧告している。

(3)期末・勤勉手当については民間とほぼ均衡がとれているので年間四・九ヵ月の現行のままとした。

(4)この改定は、八二年四月一日から実施することとした。

この勧告の特徴についてみるとつぎのとおりである。まず引き上げ額は、民間との較差を一万〇七一五円埋めるものであり、率にして四・五八%の引き上げである。前年の勧告は、七七年以来四年ぶりに5%を上回る引き上げ率であったが、今年はふたたび5%を割る低率になった。引き上げ率が一桁台になった七六年以後、三番目に低い勧告であった(第125表)。

官民較差の内訳は第126表に示すとおりである。較差は前年にくらべて縮小している。なお、俸給表の改定にあたって勧告は、「世帯形成時に対応する職員の給与の引上げを軸として中堅層職員の給与の改善に重点を置きつつ、全俸給表の全等級にわたる金額の改定を行う」としている(第127表)。

また勧告は、期末・勤勉手当の支給日について民間の支給日を考慮し、来年度から六月期分は現行の一五日を三〇日に、一二月期分は現行の五日を一〇日にした。なお、前年勧告のなかで人事院は、勧告制度の堅持と公務員制度の見直しを強く打ち出したが、今回の勧告でも同趣旨の内容がもりこまれている。

人事院の勧告にたいして、内閣は給与関係閣僚会議を開催し、その取り扱いを検討してきたが、八二年九月二四日、勧告にともなう給与の改定は見送る旨の閣議決定をおこなった(詳しくは第二部—IV「賃金闘争」、「特集・人事院勧告凍結問題」参照)。

【人事院の給与勧告(八二年八月)】

一、改定の内容

(一)俸給表

現行の俸給表を別記のとおり改定すること(別記略)

(二) 諸手当

1 初任給調整手当について

(1) 医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を二万五〇〇円とすること。

(2) 医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師又は歯学の専門的知識を必要とする官職にあるものに対する支給月額の限度を四万一〇〇〇円とすること。

2 扶養手当について(略、本文参照)

3 住居手当について(略、本文参照)

4 通勤手当について(略、本文参照)

(三) その他

期末・勤勉手当の支給日を、基準日から起算して一か月を超えない範囲内で人事院規則で定める日とすること。

二、改定の実施時期

この改定は、昭和五七年四月一日から実施すること。ただし、(三)については、昭和五八年四月一日から実施すること。

## 人事院の公務員制度改革案

人事院は、給与勧告のなかで、この三年来、公務員制度を再検討する必要性を示してきたが、八二年四月一八日、「人事行政に関する改定施策案」をまとめ、発表した。施策案は、採用試験から昇進管理、俸給制度、研修制度まで全面的なものである。その特徴は、人事管理に能力主義を導入するとともに、昇給カーブを抑制するなど合理化・効率化をはかることにあった。施策案にたいして国公労連は、「財界を先頭に臨調路線が企図する人件費総枠の抑制、成績主義・能力主義にもとづく人事管理の強化を基本にした公務員制度の合理化方針に全面迎合したもの」であり、「基本的に反対である」との見解を明らかにした(施策案の概要については本年鑑第一部—III「合理化の現状と労働災害・職業病」を参照)。

日本労働年鑑 第54集 1984年版

発行 1983年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 ●

2001年8月28日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1984年版(第54集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---